

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2021年3月22日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 3/22

● イスラエル政府は、以下1のとおり、テルアビブ国際空港において実施してきた一日当たり3千人の入国人数制限を3月28日（日）まで解除すること等を決定しました。

（首相府、保健省及び運輸省共同発表、ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_joint200321](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint200321)

以下、[ ] 内は予定されている措置の期限です。期限付の措置であっても、更に延長される可能性がありますので、御注意ください（以下5以外の各項については、【参考情報】イも御参照）。

## 1 テルアビブ（ベン・グリオン）国際空港着発の航空便運航数の調整

【一部変更】イスラエル政府は、3月7日（日）から陸路を含め一日当たりの入国者数を3千人に制限していましたが、3月21日（日）から3月28日（日）までの間、同制限を解除することを決定しました。航空便の運航数は増えると予想されますが、空港到着時の新型コロナウイルス検査実施能力に合わせて航空便数が調整されますので、その運航は直前の変更・キャンセル等引き続き流動的となることを見込まれます。イスラエル出入国を御検討の方は、各航空会社のウェブサイト等で運航状況をよく御確認ください。

現時点では、ニューヨーク、ロンドン、パリ、フランクフルト、キエフ、トロント、香港等との間にフライトが運航される模様です。

これらの便を利用して日本への帰国・日本からの入国を御検討の方は、日本との間の乗継便の有無及び乗継地での預入荷物の取扱いを確認する必要があります（例：フランクフルト国際空港については、預入荷物のスルーチェックインが不可の場合、機内持込手荷物（キャビンバゲージ）のみとする必要がありますので、御注意ください。）。

また、報道等によると、セーシェル、ジョージア、キプロス、ギリシャ、ルーマニア、セルビアが新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者を隔離措置なしで受け入れる用意があるとされていますが、これらの国の多くでまだ実際には受入れが開始されていない模様であることに加え、水際措置は随時変更される可能性があります。渡航を検討される方は、それぞれの国の関係当局、当地大使館のホームページ等で最新の規制状況を確認してください。

## 2 空・陸・海路での出入国制限措置

非イスラエル人のイスラエル出国に関しては、例外委員会への申請・承認取

得は不要です。今後出国を御検討の方は、念のためイスラエル関係当局との間で出国の要件・手続を十分事前に確認することをお勧めします。

非イスラエル人・非永住者のイスラエル入国に関しては、一定の条件で例外的に認められています。イスラエル入国については、以下5も参照ください。

(保健省ホームページ内の「Air travel to and from Israel」)  
<https://www.gov.il/en/Departments/Guides/flying-to-israel-guidelines?chapterIndex=2>

(例外委員会への申請フォーム、ヘブライ語)  
<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExceptionsRequest@morc.gov.il>

陸路での出入国については、イスラエル・ヨルダン間の「ヨルダン川検問所(ベイト・シェアン付近)」経由でのイスラエル出国又はイスラエル国内にある永住地に戻るための入国が認められています。

このほか、国連アクセス調整ユニット(ACU)によると、非イスラエル人・非永住者については、ジェリコ近郊のアレンビー(キング・フセイン)橋経由での出国も可能で、平日の午前8時から午後1時まで(金曜日及び土曜日は閉鎖)運用されているとのことです。

ヨルダン入国のためには、入国前72時間以内のPCR検査陰性証明と事前のオンライン申請・登録が必要とされていますが、オンライン申請・登録については、入国当日中にアンマン国際空港に直行し、同日に出発する航空便の航空券(Eチケット)を所持していれば免除されるとのことです。ただし、アレンビー橋通過時には、荷物を含め専用のバス等により乗り換える必要があり、ヨルダン入国後のアンマン国際空港までの移動手段も別途確保しておく必要があることには注意が必要です。

(ヨルダン入国のための事前オンライン申請・登録サイト)  
<https://www.gateway2jordan.gov.jo/index.html>

3 出入国前のPCR検査受検・陰性証明の取得及び入国時の空港等でのPCR検査受検 [4月6日(火)まで]

a イスラエルからの出国時

イスラエルを出国する方で、イスラエルの新型コロナウイルス・ワクチン接種証明又は回復証明をお持ちでない方は、出国先を問わず、航空機の離陸前72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明を携行・提示する必要があります(2月8日付け領事メール御参照)。

イスラエルのワクチン接種証明又は回復証明を所持する方については、イスラエル政府からは出国前72時間以内のPCR検査受検・陰性証明携行は求められませんが、イスラエル政府が要求しなくても、渡航先国で要求されている場合がありますので、十分御確認ください。例えば、日本に帰国する場合には、

同検査（陰性）証明の携行が必要です。

（首相府、保健省及び運輸省共同発表、ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_joint090321](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint090321)

（イスラエル国内における PCR 検査について）

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100151657.pdf>

#### b イスラエルへの入国時

イスラエルに向けて滞在国を出発する前 72 時間以内に PCR 検査を受検し、陰性証明を取得する必要があります。イスラエル国内で 2 回の新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者及び既に同ウイルスに感染して回復した者についても、2 月 14 日（日）以降、一律に事前検査証明の取得を求める運用に変更されました。

空路のみならず、陸路及び海路で入国する方も、上記の出発前の検査証明を取得する必要があります（人道的又は特別な個人的必要性による入国の場合を除く。）、違反した場合、2,500 シェケルの罰金が科せられます。

（首相府発表文、ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_joint\\_statement090221](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint_statement090221)

また、イスラエルへ入国する方は、入国時に空港等で PCR 検査を行う必要があります（検査を実施する場所がない国境検問所経由で入国する場合、政府指定の隔離場所において実施。）、これに違反した場合には 3,500 シェケルの罰金が科せられます。

（首相府、保健省、運輸省共同発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/10022021-03>

#### 4 出入国前のオンライン・クリアランスの実施

イスラエル出国前（a）及びイスラエルに向けての滞在国出発前（b）のそれぞれ 24 時間以内には、オンライン・クリアランスを実施する必要があります。クリアランスのデジタルデータ又はハードコピー（できれば両方が望ましい）を保管し、空港入構、航空便搭乗、乗換え等の際、提示を求められます。

##### a Outbound passenger clearance 及び送信フォーム (Exit From Israel)

<https://www.gov.il/en/service/request-depart-from-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExitFromIsrael@health.gov.il?displang=en>

##### b Inbound passenger clearance 及び送信フォーム (Israel Entry Report)

<https://www.gov.il/en/service/request-entry-to-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/Quarantine@health.gov.il?displang=en>

#### 5 イスラエル入国のための(再)入国許可証の取得

以前は、イスラエルに新規に入国される方、日本に一時帰国した後イスラエ

ルに戻る在留邦人の方のいずれについても、イスラエル国内の（在留邦人についてはイスラエル国内の在住地最寄りの）内務省支所にある入国管理局等に相談し、（再）入国許可証を取得することとなっていました（新規入国は、長期駐在・留学等を除き事実上認められていない状況。）。

3月7日のイスラエル政府発表によると、イスラエルへの外国人の入国は、イスラエル入国管理局により精査され、例外的な状況に応じて承認されます。入国許可の申請は、必要書類とともにオンラインフォームを使用して提出する必要があり、回答も申請者の電子メールに対して行われます。

（入国管理局発表、ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/departments/news/entry\\_policy\\_080321](https://www.gov.il/he/departments/news/entry_policy_080321)

（入国管理局ホームページ：コロナウイルス期間中のイスラエルへの入国方針、英語）

[https://www.gov.il/en/departments/news/border\\_closing\\_coronavirus\\_14062020?utm\\_source=go.gov.il&utm\\_medium=referral](https://www.gov.il/en/departments/news/border_closing_coronavirus_14062020?utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral)

（オンラインフォーム、ヘブライ語）

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExceptionsRequest@morc.gov.il#>

## 6 イスラエル入国後の隔離

【一部変更】イスラエルに入国する全ての方が、入国時にPCR検査を受検した後、自宅隔離を求められます。自宅隔離が困難な場合には、政府指定のホテルで隔離されます。隔離期間は、いずれの場合でも入国日から14日間ですが、9日目に2回目のPCR検査を受けて陰性であれば、10日間に短縮されます。

保健省は、2月4日から新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明書の発行に関する新しい施策を開始し、同証明書の所持者については上記の隔離を免除するとしています。

なお、3月18日、ベン・グリオン国際空港を利用する帰国者に対し、自宅隔離を希望する際に追跡用の電子ブレスレットの着用を義務付ける法律が施行されました。同法によると、電子ブレスレットの着用を拒否する場合には、政府指定のホテルで隔離の必要があるとされています。空港での電子ブレスレットの配付は、近く開始される予定です。

（隔離期間の短縮、英語）

[https://www.gov.il/en/departments/guides/corona-quarantine?utm\\_source=go.gov.il&utm\\_source=go.gov.il&utm\\_medium=referral&utm\\_medium=referral&chapterIndex=9](https://www.gov.il/en/departments/guides/corona-quarantine?utm_source=go.gov.il&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral&utm_medium=referral&chapterIndex=9)

（同証明書申請サイト）

<https://corona.health.gov.il/green-pass/>

（クネセット発表：海外からの帰国者に対する自宅隔離時の電子的監視に関する法案の可決、英語）

<https://main.knesset.gov.il/EN/News/PressReleases/Pages/press17321w.aspx>

(帰国者のホテル隔離とその免除の申請 : National Emergency Portal)

<https://www.oref.org.il/12578-17132-en/Pakar.aspx>

【参考情報】

ア 出入国規制措置等に関する保健省発表 (英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/05022021-02>

イ National Emergency Portal 内の「Flying Abroad and Entering Israel」(英語)

<https://www.oref.org.il/12605-17129-en/Pakar.aspx>

ウ イスラエル保健省 (英語)

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

エ National Emergency Portal (英語)

<https://www.oref.org.il/en>

オ 新型コロナウイルスについて当館から発出したこれまでの情報提供

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

カ イスラエル国内における PCR 検査について

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100151657.pdf>

キ 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP:

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>